

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊伊丹駐屯地
中部方面会計隊本部業務科長 加藤 江利菜

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
5QF310500060	5RL01A10002 0001						
品名 または 件名							
伊丹（7）250号建物吸収式冷凍機熱交換器取替							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
伊丹駐屯地				伊丹駐屯地業務隊			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
管理科 工事企画（3122）				令和7年12月19日（金）			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

中部方面会計隊本部業務科事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和7年4月21日（月）10時30分 会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

- 1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
次の各項目のすべての条件を満たす者
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
 - (4) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
 - (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
 - (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
 - (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
 - (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
 - (10) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において、近畿地域の競争参加資格を有する者。
 - (11) 令和7、8、9年度有効の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出することを条件とする。ただし、全省庁統一資格を申請中の場合は申請済であることが確認できる書類を提出すること。
- 2 低入札価格調査について
 - (1) 予算決算及び会計令第85条による基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
 - (2) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の資料作成、調査等に協力すること。
- 3 契約条項等を示す場所
仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、中部方面会計隊本部業務科契約班窓口又は陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページにおいて掲載し配布する。
令和7年4月2日～令和7年4月18日（0815～1700）
- 4 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100（消費税を含まない。）を記載すること。
- 5 入札の無効
 - (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
 - (2) 入札に関する条項に違反した入札
 - (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- 6 契約書等の作成
 - (1) 落札決定後、速やかに契約書を作成する。
 - (2) 細部の記載要領については、落札決定後落札者に説明・作成する。
- 7 適用する契約条項
駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。
- 8 その他
 - (1) **郵便等による入札については、令和7年4月18日17時00分到着分までを有効とする。**
なお、事前に郵便入札の申し出を中部方面会計隊本部業務科契約班まで行うとともに、必ず便着の確認をすること。また、落札となるべき同価による入札が2者以上あった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し落札者を決定する。再度の入札となった場合は、別途連絡する。
 - (2) 電報・電話等による入札は認めない。
 - (3) **入札に参加を希望する者は、入札参加希望受付時（令和7年4月18日17時00分まで）に資格審査結果通知書の写しを提出すること。（FAX可）**
 - (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
（様式随意、なお郵便入札時は不要）
 - (5) **市価調査等依頼の場合は協力されたい。（FAX可）**
 - (6) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊伊丹駐屯地中部方面会計隊本部契約班にて閲覧されたい。
 - (7) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
 - (8) 落札決定については品目毎予定価格の範囲内で最低の価格（単価）をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

〒664-0012 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1
 陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部 業務科契約班 担当：田内
072-782-0001 内線(3440) FAX072-782-0035 (直通)
 （仕様書等に関する事項）
 陸上自衛隊伊丹駐屯地 業務隊管理科 担当：徳
072-782-0001 内線(3122)



本公告は、陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部業務科契約班
 陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲載。
 QRコードから公式サイトにアクセスできます。

仕様書

- 1 名称：伊丹（7）250号建物吸収式冷凍機熱交換器取替
 2 場所：兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1（陸上自衛隊伊丹駐屯地）
 3 期間：契約締結日～令和7年12月19日（金）
 4 工事概要：

対象施設	区分	種別	概要	数量	備考
250号建物	機械設備	冷却水系統整備	吸収式冷凍機（三洋電機 TSA-BA-210E1S） 熱交換器交換作業（溶接・溶断含む） ○高圧熱交換器 ○低圧熱交換器 ○配管一式 ○窒素ガス ○吸収液充填 ○保温補修作業 ○窒素加圧・気密試験 ○真空引き・液入れ作業	1式	詳細 図面 参照
その他	その他	その他	○試運転調整等（真空引き含む）		

5 一般事項

- 本役務は、本仕様書・図面・メーカーの仕様に基づき実施する。
- 仕様書・図面等に示された機能及び目的を完全に満足すること。実施に際し仕様書及び図面に疑義を生じた場合はすべて監督官と協議し、仕様書等に記載なき事項でも技術上必要なものは請負者の責任において施工する。
- 請負者は作業の実施によって部隊等の施設に対し汚染・損傷等を与えた場合は速やかに監督官に通報し、損害の事項に対して原状復旧する。
- 施工に際し、本仕様書及び図面に疑義が生じた場合は、監督官と協議し、また軽微な変更に対し請負金額の変更はしないものとする。
- 作業場所の風紀・衛生・盗難防止について必要な事項を施すとともに、請負者の責任において管理するものとする。
- 作業場所は常に整理整頓を心掛け、清掃等を実施するものとする。
- 請負者は、作業条件を関係者に十分把握させるとともに、作業員に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全点検を実施すること。
- 作業中において異常を発見した場合は速やかに原因を究明し状況を監督官に報告し、その指示に従うこと。
- 作業の際に必要な電気については、請負者において準備する。
- 作業実施場所以外への立入及び指定場所以外での喫煙は、禁止する。

(11) 本役務に必要な材料等は全て新品とし、規格・品質等が明示されていないものについては、見本等を提出し、部隊担当者に承認を得てから使用するものとする。また特記事項にないものは、JIS規格及び各種協会規定、メーカー規定に合致したものを使用するものとする。

(12) 本工事の発生材のうち、鉄屑等有価物については監督官の指示する場所へ集積し官側へ引継ぐこと。その他発生材については、請負者において処分すること。なお、廃棄物として処分する発生材については、建設系廃棄物マニフェスト（A～E票）（写）、廃棄物処理報告書、産廃廃棄物処分業証明書、産業廃棄物収集運搬業許可証を監督官に提出すること。本件単独でマニフェストが作成できない程度の少量の場合の提出書類は、監督官との調整によること。

6 特記事項

- 作業実施日は、監督官との調整により決定する。空調機停止が必要な作業がある場合は土日祝の実施を基本とする。契約締結後は早急に取り替ができるように熱交換器の製作を手配し、取替の実施を行うこと。
- 吸収式冷凍機の本体整備は製造者もしくは指定したものが実施すること。実施中に故障等が発生した場合は、速やかに現地確認し原因を究明し、監督官に報告すること。

7 提出書類

- 工程表（契約後すみやかに）・・・1部
- 着工届（着工前）・・・1部
- 竣工届（竣工後すみやかに）・・・1部
- 写真（竣工後すみやかに）・・・1部
※各段階及び、監督官の指示する箇所（特に隠ぺい箇所、現地確認の難しい箇所を撮影し、整理しカラーで提出すること。
- 発生材調書・・・1部
- その他指示された書類

8 検査

工事終了後、現場清掃のうえ監督官に届け出て検査官の実施する完成検査を受け、合格を以て、作業完了とする。なお手直し事項が生じた場合については手直し完了後再検査を受け合格を以て作業完了とする。

件名	伊丹(7)250号建物吸収式冷凍機熱交換器取替	図番
	伊丹駐屯地業務隊 管理科 営繕班	1/2

